

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を知事に回答する必要がある、教育長による事務の臨時代理により「教育委員会として特に意見はない」旨の回答をいたしましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成29年12月20日

教 職 員 課

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部改正の概要

第1	改正の概要	退職手当の額の引下げ等	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律
第2	改正の理由	国家公務員退職手当法の改正等に伴うもの	
第3	改正の内容	1 公民均衡を図るために設けられた「調整率」を87/100から83.7/100に引き下げる。 2 地方独立行政法人法改正に伴い、条例で引用する条項を整理する。	平成29年12月8日成立 平成30年1月1日施行 地方自治法等の一部を改正する法律
第4	施行期日	平成30年1月1日（第3改正の内容の2については平成30年4月1日）	
第5	その他	職員の退職手当に関する条例についても同様の改正が必要であるから、同時に改正を行う。	平成29年6月9日公布 平成30年4月1日施行

第 号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について（教育委員会関係分抜粋）
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成二十九年十二月 日提出

愛知県知事 大村 秀章

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年愛知県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附則第二十一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正）

第三条 次に掲げる条例の規定中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

二 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第三十四号）附則第五項

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年愛知県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の退職手当に関する条例第七条の二第一項の改正規定及び第二条中公立学校職員の退職手当に関する条例第八条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、退職手当の額を引き下げる等のため必要があるからである。

職員の退職手当に関する条例等の一部改正新旧対照表（教育委員会関係分抜粋）

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第八条 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二に掲げる法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

旧

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第八条 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三条第三項に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二に掲げる法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2以下 略

附則

1～20 略

21 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第三十四号。以下「条例第三十四号」という。）附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の六中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一項」とする。

22以下 略

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新

附則

1～4 略

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の二第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の公務員として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の公務員と

2以下 略

附則

1～20 略

21 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第三十四号。以下「条例第三十四号」という。）附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の六中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一項」とする。

22以下 略

（昭和四十八年愛知県条例第三十四号）の一部改正新旧対照表

旧

附則

1～4 略

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の二第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の公務員として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の公務員と

して在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。

6以下 略

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年愛知県条例第十一号）の一部改正新旧対照表

新

附 則

1 略

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新職員退職手当条例」という。）及び第二条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「新公立学校職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第一条の規定による改正前の職員の

して在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。

6以下 略

旧

附 則

1 略

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新職員退職手当条例」という。）及び第二条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「新公立学校職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第一条の規定による改正前の職員の

退職手当に関する条例（以下「旧職員退職手当条例」という。）第三条から第六条まで及び附則第二十六項から第二十九項まで、第二条の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「旧公立学校職員退職手当条例」という。）第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年愛知県条例第二十三号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十三号」という。）附則第四項、附則第十一項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年愛知県条例第二十四号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十四号」という。）附則第三項、附則第十二項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第二十七号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十七号」という。）附則第五項から第八項まで、附則第十三項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第三十四号。以下この項及び附則第五項において「条例第三十四号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十四項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年愛知県条例第七十七号。以下この項及び附則第五項において「条例第七十七号」という。）附則第五項及び第六項の規定により計算した額（当該勤務期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものに

退職手当に関する条例（以下「旧職員退職手当条例」という。）第三条から第六条まで及び附則第二十六項から第二十九項まで、第二条の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「旧公立学校職員退職手当条例」という。）第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年愛知県条例第二十三号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十三号」という。）附則第四項、附則第十一項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年愛知県条例第二十四号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十四号」という。）附則第三項、附則第十二項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第二十七号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十七号」という。）附則第五項から第八項まで、附則第十三項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第三十四号。以下この項及び附則第五項において「条例第三十四号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十四項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年愛知県条例第七十七号。以下この項及び附則第五項において「条例第七十七号」という。）附則第五項及び第六項の規定により計算した額（当該勤務期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものに

あつては、その者が旧職員退職手当条例第五条又は旧公立学校職員退職手当条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧職員退職手当条例附則第二十六項又は旧公立学校職員退職手当条例附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十三・七)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の二から第六条の三まで、第六条の五及び第六条の六並びに附則第二十六項から第二十九項まで、公立学校職員の退職手当に関する条例第二条の二から第六条の三まで、第六条の五及び第六条の六並びに附則第二十一項から第二十三項まで、附則第七項、附則第八項、附則第十項の規定による改正後の条例第二十三号附則第四項、附則第十一項の規定による改正後の条例第二十四号附則第三項、条例第二十七号附則第五項から第八項まで、条例第三十四号附則第五項から第八項まで並びに条例第七十七号附則第五項及び第六項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3以下略

あつては、その者が旧職員退職手当条例第五条又は旧公立学校職員退職手当条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧職員退職手当条例附則第二十六項又は旧公立学校職員退職手当条例附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の二から第六条の三まで、第六条の五及び第六条の六並びに附則第二十六項から第二十九項まで、公立学校職員の退職手当に関する条例第二条の二から第六条の三まで、第六条の五及び第六条の六並びに附則第二十一項から第二十三項まで、附則第七項、附則第八項、附則第十項の規定による改正後の条例第二十三号附則第四項、附則第十一項の規定による改正後の条例第二十四号附則第三項、条例第二十七号附則第五項から第八項まで、条例第三十四号附則第五項から第八項まで並びに条例第七十七号附則第五項及び第六項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3以下略

退職理由別支給率一覧表(改正前⇒改正後)

勤続 期間	平成29年12月31日まで		→	平成30年1月1日以降	
	定年・勸奨	自己都合		定年・勸奨	自己都合
1	0.87	0.522		0.837	0.5022
2	1.74	1.044		1.674	1.0044
3	2.61	1.566		2.511	1.5066
4	3.48	2.088		3.348	2.0088
5	4.35	2.61		4.185	2.511
6	5.22	3.132		5.022	3.0132
7	6.09	3.654		5.859	3.5154
8	6.96	4.176		6.696	4.0176
9	7.83	4.698		7.533	4.5198
10	8.7	5.22		8.37	5.022
11	12.07125	7.7256		11.613375	7.43256
12	13.2675	8.4912		12.76425	8.16912
13	14.46375	9.2568		13.915125	8.90568
14	15.66	10.0224		15.066	9.64224
15	16.85625	10.788		16.216875	10.3788
16	18.59625	13.3893		17.890875	12.88143
17	20.33625	14.6421		19.564875	14.08671
18	22.07625	15.8949		21.238875	15.29199
19	23.81625	17.1477		22.912875	16.49727
20	25.55625	20.445		24.586875	19.6695
21	27.29625	22.185		26.260875	21.3435
22	29.03625	23.925		27.934875	23.0175
23	30.77625	25.665		29.608875	24.6915
24	32.51625	27.405		31.282875	26.3655
25	34.5825	29.145		33.27075	28.0395
26	36.1485	30.537		34.77735	29.3787
27	37.7145	31.929		36.28395	30.7179
28	39.2805	33.321		37.79055	32.0571
29	40.8465	34.713		39.29715	33.3963
30	42.4125	36.105		40.80375	34.7355
31	43.9785	37.149		42.31035	35.7399
32	45.5445	38.193		43.81695	36.7443
33	47.1105	39.237		45.32355	37.7487
34	48.6765	40.281		46.83015	38.7531
35	49.59	41.325		47.709	39.7575
36	49.59	42.369		47.709	40.7619
37	49.59	43.413		47.709	41.7663
38	49.59	44.457		47.709	42.7707
39	49.59	45.501		47.709	43.7751
40	49.59	46.545		47.709	44.7795
41	49.59	47.589		47.709	45.7839
42	49.59	48.633		47.709	46.7883
43	49.59	49.59		47.709	47.709
44	49.59	49.59		47.709	47.709
45	49.59	49.59		47.709	47.709